

# 更新手続きのご案内

## 建設業許可の有効期限は 5 年間です！！

手続きはお忘れではありませんか？  
5 年間の間に必要な手続き  
「事業年度終了届」…毎年  
「変更届」…役員、専任技術者などの変更時



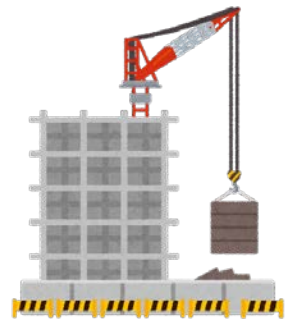
届出が出ていないと  
更新の手続きができません！

◇更新忘れて期間満了した場合は、再度新規取り直しが必要です  
その場合には…許可番号が新しい番号になる  
CCUS にて営業年数が 0 扱いになる  
申請手数料が高くなる

このような場合はお早目にご相談下さい！



- ・許可取得後は 1 回も事業年度終了届を出していない
- ・行政書士に依頼しているが手数料が高い
- ・許可取得時の担当者が退職して、手続きができる担当者が不在
- ・業種の追加、一般から特定への変更をしたい
- ・許可取得時から役員が変わっている、専任技術者が退職している



### 当事務所料金（税別、法定費用別）

更新手続き(法人)	60,000 円～	更新手続き(個人)	50,000 円～
事業年度終了届	30,000 円～	各種変更届	20,000 円～
業種追加	50,000 円～	建設業許可(法人)	130,000 円～

### 越智法務行政書士事務所

〒326-0143 栃木県足利市葉鹿町1-28-32  
TEL:0284-64-1522 FAX:0284-64-0245  
E-mail:ochioffice@yahoo.co.jp  
お問い合わせはお電話又はメールにてお願いします。

越智法務行政書士事務所 検索



□今後ご案内が不要な方はお手数ですがこちらへチェックしご返信下さい。  
FAX:0284-64-0245